

議案第 33 号

伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定について

伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例を次のとおり制定しようとする。

平成 26 年 2 月 27 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例

(設置)

第 1 条 災害に強い森林づくり及び市民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策に要する経費の財源に充てるため、伊賀市みえ森と緑の県民税市町交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、みえ森と緑の県民税市町交付金のうち、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、  
予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に  
定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。